

いじめ対策基本方針

佐世保市立宮中学校

平成29年10月2日 生徒指導部

【校訓】 自ら学び 互いに みがこう	【学校教育目標】 心豊かで たくましく 自ら学び続ける 生徒の育成	【目指す生徒像】 ☆自ら学び、互いに磨き合う生徒 ☆正しい判断力を持ち、考えて行動する生徒 ☆健康で節度がある生徒 ☆最後までやりぬく根性を持つ生徒 ☆思いやりがあり、進んで協力する生徒
-----------------------------	---	--

【PTAとの連携】 学校行事や地域行事、授業参観や学級懇談、学校便りや学級便り等様々な機会を利用して、生徒の成長や、課題、心配なことなどをこまめに保護者に連絡したりして、日ごろから保護者との信頼関係を築く。	【いじめ対策委員会】 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、担任等 (必要に応じて) 心の教室相談員 PTA会長 児童民生委員等	【教育委員会】 ○学校教育課 ○青少年教育センター 【関係機関】 ○子ども子育て応援センター ○こども・女性・障害者支援センター ○早岐警察署(宮駐在所) ○県北少年サポートセンター ○民生児童委員・主任児童委員 ○健全育成会 ○学校評議員
--	--	--

【いじめの防止】 いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。 (1) 家庭、地域社会、関係機関との連携強化 (2) 「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通して行う道徳教育の充実 (3) 生徒指導の充実 (4) 特別活動等の充実 (5) 校内研修の充実 → 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、別添〈参考資料〉の活用、事例研究等による教職員の対応力向上 (6) 生徒会活動の充実 (7) 豊かな心を育む体験活動の実践
--

【早期発見】 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童生徒理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的(5月・11月・2月)な生活実態調査や教育相談等の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見に全力を挙げる。また、心の教室相談員との連携を図り、生徒の様々な悩みや相談事について情報を共有し、いじめ発見につなげていく。

(1) 教職員による観察や情報交換

生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有することができるよう、週一回（木曜日）生徒指導情報交換会を実施する。また、「児童生徒理解支援システム」を効果的に活用することで、確実な情報共有・引き継ぎを行う。

(2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。副担任も定期的に面談や生活ノートへの書き込みを行う。

(3) 教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、市教育委員会と連携するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部機関や専門家の活用を積極的に行う。

(4) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、生徒・保護者、地域に対してリーフレット・パンフレット等を活用して周知や広報を行う。また、各機関へつなぐ役割を学校が積極的に努め、相談者が速やかに関係機関と相談ができるように努める。

【 いじめ に対する 措置 】

○いかなる事案に対しても偏見や先入観を持たず真摯に受け止め、関係する生徒や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、被害者の保護を第一に考え、関係者全員でその解決に取り組む。

○被害を受けている側の保護者の心情について、教職員が同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を教職員が自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り事態に対処する。全教職員が一致協力して事案に対応していることを実践を以て保護者に伝え、学校との信頼関係を構築していく。

○保護者には、入手した情報や指導状況を迅速かつ正確に伝え、学校の対応について理解と協力を得るとともに、学校の指導体制に対する安心感を高める努力を行う。

(1) 的確な情報収集

(偏見や先入観を持たず、事実のみに目を向ける。)

(2) 基本的な緊急対応

(被害生徒の安全確保、保護者の不安解消を第一に)

(3) 調査による実態把握

(被害生徒・保護者、加害生徒・保護者、同級生他関係者の積極的な協力を得る。)

(4) 解決に向けた指導・援助

(原因等、状況の正確な分析と適切な指導方法と内容)

(5) 継続指導・経過観察

(被害者の目線に合わせた日常の観察と相談体制の確立)

※いじめが「解消している」状態（改訂「いじめの防止等のための基本的な方針」）

①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月）

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

(6) 再発防止

(生徒間、保護者間のわだかまりの解消、生徒間の交流回復を図る。)

○年間計画

4月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校基本方針の確認（学級経営案への反映） ○PTA総会での説明（保護者の理解と積極的な協力を得ることを目指して） ○Oi-check（心の状況調査）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケートの実施と情報の共有 ○毎週一回、担任会を実施 ○毎週一回、生徒情報交換会の実施 ○生徒による学級のいじめをなくす約束づくり ○生徒による人権集会の企画・運営（いじめ根絶につながる人権尊重の精神を育むために） ○メディアツールの普及に伴う「ネットいじめ」を予防するためのPTAと連携した「メディア安全教室」の実施 ○引き継ぎシートを含めた小中間の情報共有の推進
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケート第1回（進級後の学校生活の変化やそれに伴う悩みの把握） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○いのちを見つめる強調月間（特色ある取組への参加をとおして豊かな心を育む） ○校内いじめ対策委員会（週一回の担任会の情報を集約して） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○前期前半を終えて（学校生活の振り返りをもとに、家庭訪問での相談活動を充実させる） 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修会（いじめ防止に向けた教師の実践力向上、校外研修会参加者による伝達研修） ○情報交換会（前期前半の振り返り・家庭訪問の結果をもとに、情報共有と確認） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○前期後半における重点項目の確認（休業中の情報交換会での確認事項を中心に） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○前期の振り返りと後期に向けての実践内容の確認（上半期における相談内容及び対応についての総括） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談・個別面談（第2回アンケートに向けて生活実態調査、面談における相談内容の共有） ○アンケート第2回（学校生活やそれに伴う悩みの把握） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権集会（いじめをなくす人権意識を高めるための宮中学校人権宣言の決定） 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○冬季休業中の生活について（メディアツールによるネットいじめの防止に重点をおいて） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会（担任会、情報交換改の情報の年間総括、次年度引き継ぎ事項の確認） ○アンケート第3回（一年間の振り返り、新年度に向けての思いをまとめる） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○取組評価アンケート（生徒・教職員・保護者） ○情報交換会（中1ギャップ防止に向けた小中間の情報引き継ぎ） 	

✦ 宮中学校における組織的な対応チャート

①いじめの予防

- 校内体制（相談・支援・指導）の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用や、事例研究等による教職員の対応実践力の向上（校内研修の充実・研修会への積極的参加）
- 人権意識と生命尊重の態度の育成（学校行事・集会に向けての取組をとおして）
- 「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通して行う道徳教育の充実
- 特色ある体験活動の実施を通じた「豊かな心」づくりの推進
- 生徒会活動の活性化及び、生徒一人ひとりの自己指導力の育成
- すべての教育活動における「規範意識」「おもいやりと協力の心」育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

☆ I F

教育相談等

②いじめの情報の発見

③情報収集・分析

○教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集約。分析を行い今後の支援・指導内容について検討を開始。

④指導・支援体制の組織化

○「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組織し、（学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）具体的スケジュール決定

連携

関係諸機関

⑤A 生徒への指導・支援

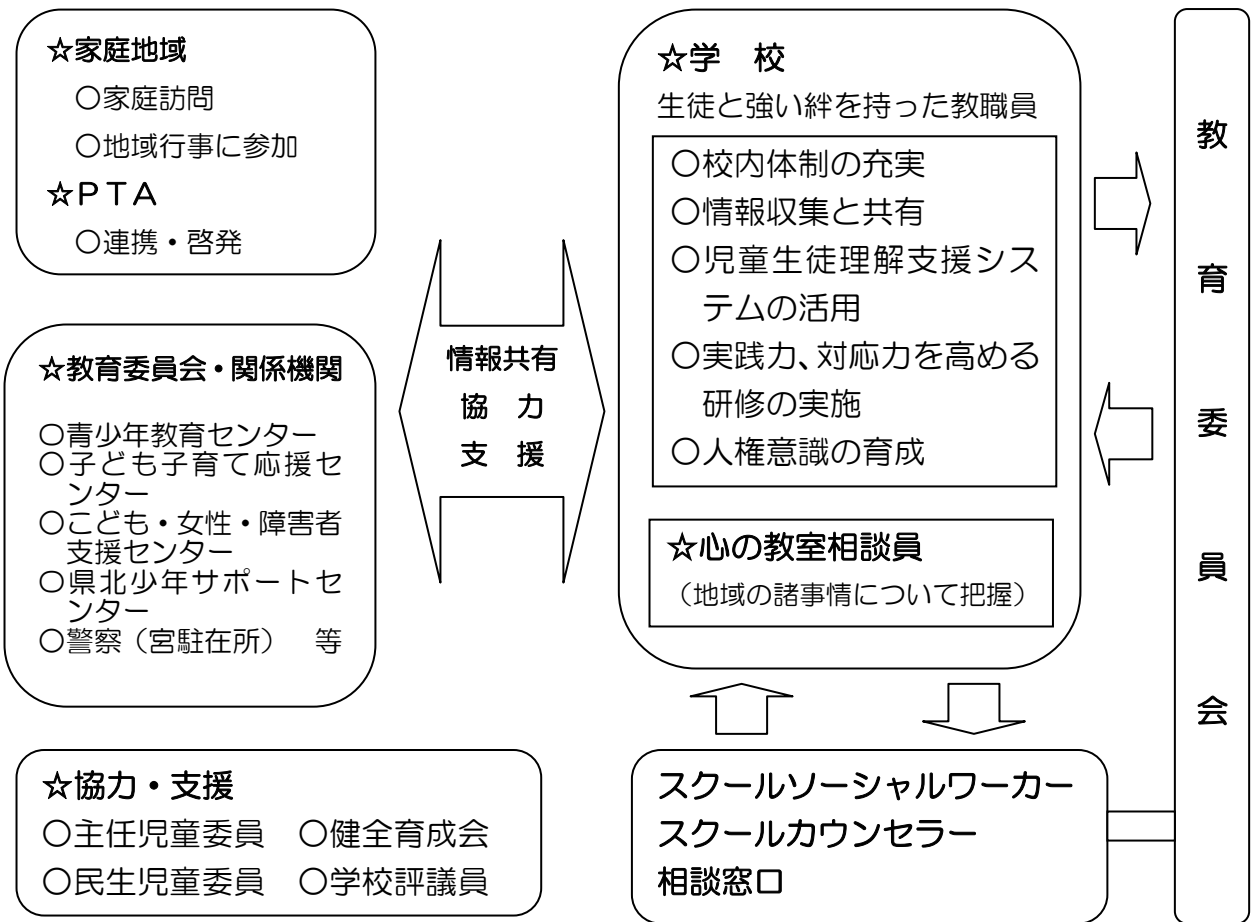
○被害生徒が安心して相談できる関係者と連携し、生徒の不安を払拭する体制を作る。
 ●加害生徒には、いじめが人権侵害に当たる行為であることを理解させ、自らの行為を反省させるとともに、不満やストレスを適切な方法で昇華させる方法を指導し、いじめに向かわせない強い心を育てる。
 △周囲（同級生）のに対して、自分の問題として捉えさせ、いじめ行為を制止する力やいじめの事実を周囲に伝える勇気の重要性をしっかりと理解させ、実践力を培う。

⑤B 保護者と連携する

○学級担任を中心に関係教職員により、即日、生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係や事後対策を伝えるとともに、今後の学校との連携について理解と協力を求める。

校(支援・指導)体制と関係諸機関との連携

○随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
○常に状況把握に努める。



命と人権を大切に作る集団づくりを目指して

<参考資料>いじめの早期発見のチェックポイント

(1) 学校生活において

① 登下校時において

	状 況	YES
ア	身体の不調を訴えるようになる。	
イ	登校を渋るようになる。	
ウ	通学する友達関係が急に変化する。	
エ	突然一人で登下校する。	
オ	持ち物が傷んでくる。	
カ	帰宅時間が遅くなってくる。	
キ	衣服が汚れている。	
ク	他の子の荷物をもっている。	

② 授業中（朝の会や終わりの会を含む）

	状 況	YES
ア	活気がなくなり、表情がさえなくなる。	
イ	急に考え込んだりする表情を見せる。	
ウ	おどおどした態度が目立ち始める。	
エ	積極性がなくなり、動作が緩慢になる。	
オ	おどけるような態度をとり始める。	
カ	虚勢を張った態度を見せる。	
キ	投げやりな態度を見せる。	
ク	聞き直しや言い直しが目立ってくる。	
ケ	学級の雰囲気重苦しくなる。	
コ	視線をそらすようになる。	
サ	冷やかしの言葉や嘲笑、奇声が生じる。	
シ	独り言を言うようになる。	
ス	的を外れの質問をすることがある。	
セ	学級委員などに押し付けられるように選出される。	
ソ	言葉遣いが荒っぽくなったり、丁寧になったりする。	
タ	忘れ物が多くなる。	
チ	授業に遅れてきたり、抜け出したりするようになる。	
ツ	行事などで本人が不本意な役割や種目に選出される。	

③ 昼食時において

	状 況	YES
ア	食べ物にいたずらされる。	
イ	好きなものを他の児童生徒に譲る。	
ウ	給食の配膳量が他の児童生徒と均一でなくなる。	
エ	一人で昼食を取るようになる。	
オ	弁当を持ってこなくなる。	
カ	給食当番での役割が固定する。	
キ	自教室で昼食を取らなくなる。	

④休憩時間において

状 況		YES
ア	一人で過ごすことが多くなる。	
イ	休み時間になるとすぐに教室から出ていく。	
ウ	始業のチャイム直前にトイレに行く。	
エ	職員室によく来るようになる。	
オ	他学級の児童生徒のところへ行くようになる。	
カ	教科書等をよく貸すようになる。	
キ	数人の一番後で虚勢を張って廊下等を歩く。	
ク	あだ名で呼び捨てられるようになる。	
ケ	目に付きにくいところで行動するようになる。	
コ	教室移動の際、他の児童生徒の教科書を持たされたりする。	
サ	他の学級担任の先生や養護の先生へのかかわりを求めにくる。	

⑤清掃時間について

状 況		YES
ア	いつも一人で掃除をしている。	
イ	いつも後片付けをしている。	
ウ	みんなが嫌がることをさせられている。	
エ	一人だけ離れた所において、掃除をしない	

⑥部活動において

状 況		YES
ア	部活動を休むことが多くなる。	
イ	部活終了後、一人で下校する。	
ウ	部活の場を与えられない。	
エ	参加することをためらうようになる。	
オ	突然、部を辞めると言い出す。	
カ	遅刻して参加するようになる。	
キ	終了時間がその子だけ遅くなる。	
ク	部活動の話題を避けるようになる。	

⑦その他の生活において

〔身体の変化について〕

状 況		YES
ア	顔や身体に傷やあざがある。	
イ	身体の不調を訴える。	
ウ	食欲が減退する。	
エ	頻繁に保健室に行くようになる。	
オ	神経症的な腹痛、頭痛、下痢、脱毛等が表れる。	

〔頭髪、服装の変化〕

状 況		YES
ア	服に汚れや傷みが目立ち始める。	
イ	髪型が変化し、目立つようになる。	

〔持ち物について〕

状 況		YES
ア	上靴や下靴、体育館シューズ等が隠される。	
イ	持ち物がなくなる。	
ウ	持ち物に落書きされる。	
エ	教科書やノートが破られる。	
オ	他の児童生徒から教科書等を借りるようになる。	
カ	お金を頻繁に持ち出すようになる。	
キ	ノートを使わなくなる。	
ク	整理が乱雑になる。	
ケ	その子の物だけが壊される。	

〔その他の変化について〕

状 況		YES
ア	提出物が期限内に提出されなくなる。	
イ	筆記する文字が乱雑になったり、筆圧が弱くなる。	
ウ	板書事項を写さなくなる。	
エ	ノートや作品にいたずらが見られる。	
オ	日記や作文の記述内容に変化が見られる。	
カ	学習成績が下降し始める。	

〔公共物等について〕

状 況		YES
ア	机、椅子、ロッカー等に落書きやいたずらの跡がある。	
イ	黒板や教室の掲示板、壁等に落書きが書かれる。	
ウ	トイレ等に個人を中傷する落書きが書かれる。	

(2) 家庭や地域での生活において

	状 況	YES
ア	朝、なかなか起きて来なくなる。	
イ	登校を渋りだす。	
ウ	行動全体が鈍くなる。	
エ	帰宅時間が遅くなる。	
オ	準備に時間がかかり、なかなか家を出て行かない。	
カ	覇気がなく、憂鬱で心配そうである。	
キ	電話やメールが頻繁にくる。	
ク	友達関係が変わる。	
ケ	ふと外出したりして、外出の回数が増える。	
コ	食事の時間が不規則になる。	
サ	食事の嗜好や量が変わる。	
シ	学校のことや友達のことを話したがるなくなる。	
ス	家にいる時間が増える。	
セ	ため息をつくことが多くなる。	
ソ	部屋に閉じこもりがちである。	
タ	兄弟（姉妹）にあたりたり、いじめたりする。	
チ	物を大切にしなくなったり、壊したりする。	
ツ	小遣いの値上げを要求する。	
テ	家庭からお金を持ち出す。	
ト	新しく買った物がなくなる。	
ナ	けがをして帰ることがある。	
ニ	服に汚れや傷みが目立ち始める。	
ヌ	たまり場に出かけることがある。	
ネ	人間関係が変化してくる。	

